

科学研究における健全性の向上に関する検討委員会分科会の設置について

分科会等名：研究倫理教育プログラム検討分科会

1	所属委員会名	科学研究における健全性の向上に関する検討委員会
2	委員の構成	委員会の委員若干名及び会員又は連携会員合わせて15名以内
3	設置目的	科学と科学研究は社会と共に、そして社会のためである。したがって、科学の自由と研究者の主体的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的に機能する。それにもかかわらず、研究不正が後を絶たない。こうした状況に対し、日本学術会議は平成25年1月に声明「科学者の行動規範－改訂版－」（平成25年1月）や提言「研究活動における不正の防止策と事後措置－科学の健全性向上のために－」（平成25年12月）を發出してきた。こうした声明や提言を実質化して研究不正を事前に防止するためには、研究倫理教育プログラムが必要になる。このため、様々な分野の意見を踏まえた科学研究における研究倫理教育プログラムを検討するために、新たな分科会として設置するものである。
4	審議事項	研究倫理教育プログラムに関すること
5	設置期間	<b>時限設置</b> 平成26年2月28日～平成26年9月30日
		常設
6	備考	